
令和5年 第1回(定例)南部町議会会議録(第6日)

令和5年3月20日(月曜日)

議事日程(第6号)

令和5年3月20日 午前10時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第14号 南部町緑水湖教育文化施設(研修館)条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第4 議案第28号 南部町緑水湖教育文化施設(研修館)条例の一部改正について
- 日程第5 上程議案に対する質疑
議案第28号 南部町緑水湖教育文化施設(研修館)条例の一部改正について
- 日程第6 上程議案委員会付託
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議事日程の宣告
- 日程第3 議案第14号 南部町緑水湖教育文化施設(研修館)条例の一部改正についての撤回の件
- 日程第4 議案第28号 南部町緑水湖教育文化施設(研修館)条例の一部改正について
- 日程第5 上程議案に対する質疑
議案第28号 南部町緑水湖教育文化施設(研修館)条例の一部改正について
- 日程第6 上程議案委員会付託
-

出席議員(14名)

1 番 塔 田 光 雄君	2 番 加 藤 学君
3 番 荊 尾 芳 之君	4 番 滝 山 克 己君
5 番 米 澤 睦 雄君	6 番 長 束 博 信君
7 番 白 川 立 真君	8 番 三 鴨 義 文君

9番 仲田 司朗君 10番 板井 隆君
11番 細田 元教君 12番 亀尾 共三君
13番 真壁 容子君 14番 景山 浩君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 田子 勝利君 書記 杉谷 元宏君

説明のため出席した者の職氏名

町長 陶山 清孝君 副町長 土江 一史君
総務課長 大塚 壮君 企画政策課長 田村 誠君
産業課長 藤原 宰君

午前10時00分開議

○議長（景山 浩君） 定刻になりましたので、会議を開きます。

ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（景山 浩君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、次の2人を指名いたします。

3番、荊尾芳之君、4番、滝山克己君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（景山 浩君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 議案第14号

○議長（景山 浩君） 日程第3、議案第14号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についての撤回の件を議題といたします。

町長から撤回の理由の説明を求めます。

町長、陶山清孝君。

○町長（陶山 清孝君） 町長でございます。議案第14号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正について、撤回についてその理由について御説明をいたします。

今回、条例の一部改正案について御提案をいたしましたけれども、他の南部町における公の施設の条例、さらには法に照らした場合に、宗教活動または政治活動に係る活動を目的とすることの記載を今回追加するものがございますけれども、今回これを削除したいというふうに考えました。理由は、先ほど申しましたように南部町内の他の公の施設の条例との整合がつかないという問題、地方自治法の公の施設の利用と近年の法解釈についてと整合が難しいということがございます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（景山 浩君） ただいまの撤回に関して質問はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質問なしと認めます。

お諮りします。ただいま議題となっております南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についての撤回の件を許可することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。したがって、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についての撤回の件を許可することに決定しました。

日程第4 議案第28号

○議長（景山 浩君） 日程第4、議案第28号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についてを議題といたします。

町長から提案理由の説明を求めます。

副町長、土江一史君。

○副町長（土江 一史君） 副町長でございます。議案書は1ページでございます。議案第28号、南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部改正についてです。

次のとおり南部町緑水湖教育文化施設（研修館）条例の一部を改正することについて、地方自

治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

これは研修館にテレワーク、サテライトオフィス機能を付加させるため、条例の一部を改正しようとするものです。

具体的には、不適切なオフィス等の利用を防止するため、第3条の2として目的外利用または転貸等の禁止を規定します。そして、利用料金を規定している別表について、コワーキングスペース、個別ブース、サテライトオフィスの利用形態に応じた料金を規定します。

この条例の施行日は、令和5年4月1日としております。

経過措置として、施行日以降の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例によることとしています。御審議よろしくお願いいたします。

日程第5 上程議案に対する質疑

○議長（景山 浩君） 日程第5、上程議案に対する質疑。

町長から上程議案の提案説明がありました。

これより、上程議案に対する質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 質疑がないようですので、進みます。

日程第6 上程議案委員会付託

○議長（景山 浩君） では、日程第6、上程議案委員会付託を行います。

お諮りいたします。上程議案につきましては、会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配付しております議案付託表のとおり、予算決算常任委員会へ付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、以上の議案につきましては、予算決算常任委員会に付託いたします。

○議長（景山 浩君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（景山 浩君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

本日20日は各常任委員会を持っていただき、付託案件についての御審議をお願いいたします。お疲れさまでした。

午前10時06分散会
